

横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する8年度協定

制 定 令和8年4月1日

横浜市立みなと赤十字病院（以下「みなと赤十字病院」という。）の管理に関し、横浜市（以下「甲」という。）とみなと赤十字病院の指定管理者である日本赤十字社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する年度協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定（以下「指定管理基本協定」という。）における指定管理業務の細目その他の事項に関し、年度ごとに定める必要のある事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 この協定の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間とする。

（政策的医療交付金）

第3条 指定管理基本協定第29条第1項に定める政策的医療交付金は、次の各号に掲げる予算総額287,605,000円を上限とし、横浜市立みなと赤十字病院政策的医療交付金交付要綱に基づき交付する。

(1) 小児救急医療交付金	40,000,000円
(2) 二次救急医療交付金	18,000,000円
(3) 周産期救急医療交付金	2,240,000円
(4) アレルギー疾患医療交付金	216,211,000円
(5) 精神科合併症医療交付金	11,154,000円

（国・県補助金相当額の交付）

第4条 指定管理基本協定第30条第2項に基づき交付された国・県補助金額が確定後、乙は、速やかに国・県補助金相当額の請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した後、同条第1項に基づき、延滞なく国・県補助金相当額を乙に交付するものとする。

（指定管理者負担金）

第5条 指定管理基本協定第31条第1項に定める指定管理者負担金の額は、第1号に掲げる額に第2号により計算した金額を合算したものとする。

- (1) みなと赤十字病院と同種の建物の標準的な減価償却費相当額として算定した額587,909,000円に消費税及び地方消費税額58,790,900円を加えた額
- (2) 令和8年度の医業収益が253億円を超える場合は、253億円を超える額に10の1を乗じた額(1,000円未満の端数があるとき、その端数金額を切り捨てる。)に消費税及び地方消費税額を加えた額

2 前項に定める指定管理者負担金の支払い期日は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 乙は、前項第1号に掲げる額を、令和9年2月25日までに甲の指定する金融機関の口座に払い込むものとする。
- (2) 乙は、前項第2号に掲げる額を、令和9年5月31日までに甲の指定する金融機関の口座に払い込むものとする。

3 第1項第2号に規定する医業収益は、入院収益（特定療養による収入、分娩介助収入、文書料収入、薬品・治療材料収入、人間ドック収入、その他入院収益として収益されるものを含む）並びに外来収益（特定療養による収入、文書料収入、薬品・治療材料収入、人間ドック収入、その他外来収益として収益されるものを含む）及び室料差額収益をいう。

ただし、第3条の政策的医療交付金及び国・県補助金交付金、その他の補助金・交付金は含まない。

（病院事業会計共通経費負担金）

第6条 指定管理基本協定第32条第1項に定める病院事業会計共通経費負担金（以下「共通経費負担金」という。）の額は、9,000,000円とする。

2 乙は、前項の共通経費負担金を、令和8年5月31日までに甲の指定する金融機関の口座に払い込むものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第7条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。

（協定の解除）

第8条 指定管理基本協定第40条第1項の規定により、指定管理基本協定が解除されたときは、この協定は解除されることとする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保持するものとする。

令和8年4月1日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市病院事業管理者 鈴木 宏 昌

乙 東京都港区芝大門1丁目1番3号
日本赤十字社
社 長 清 家 篤